

総合窓口	審査部
Tel	03-5408-8496
Mail	solution@house-gmen.com

カテゴリ	Q	A
概要	住宅展示場(モデルハウス)について低炭素建築物の認定申請は可能ですか。	用途が「住宅」であれば可能です。
料金	低炭素建築物の技術的審査料金はいくらですか。	当社の商品ページで料金を確認いただけます。審査～適合証発行までの料金です。 ※適合証の郵送を希望する場合は、2,200 円(税込)が加算となりますのでご了承ください。 評価料金はこちら
	低炭素建築物の技術的審査料金は、かし保険利用時の割引料金はありますか。	かし保険との同時割引等は準備しておりません。 料金に関するご相談は『その他依頼・お問合せ』フォームよりお問い合わせください。当社営業担当より連絡させていただきます。 その他依頼・お問合せフォームはこちら
申請関連	申請に必要な書類は何ですか。	業務のご案内書面に記載していますのでこちらをご確認ください。 業務のご案内はこちら
	申請はどのように行いますか。	上記申請書や必要図面を準備のうえ、ポータルサイトにアクセスして申請してください。 申請書は帳票類ダウンロードページからダウンロードいただけます。 帳票類ダウンロードページはこちら ポータルサイトへのログイン画面はこちら
	申請はどのタイミングで行うとよいですか。	着工前に、適合証を添付して所管行政庁に申請いただく必要があります。
	建築確認申請が下りる前に低炭素建築物の技術的審査の申請は可能ですか。	建築確認申請が下りてなくても技術的審査の申請は可能です。 ただし、最終的に確認申請の内容と整合していないと認定申請時に所管行政庁より指摘があります。図書の差替えや変更等が発生した場合、軽微な変更含め手数料がかかります。
	申請可能な『地域』はどこですか。	市街化区域等内になります。 (都市計画法第7条1項に規定する市街化区域の区域、及び市街化区域に定められていない都市計画区域にあって都市計画法第8条1項1号に規定する用途地域が定められている土地の区域になります。)
審査関連	申込から適合証発行に至るおおよその日数はどのくらいですか。	必要書類が揃い、審査の受理を行ってから目安として3週間程度での発行となります。 ※追加の質疑や訂正が発生する場合は、それ以上の日数がかかる場合があります。
変更	認定取得後に建築主や建築物の名義が変更になった場合、手続きは必要ですか。	変更の旨を所管行政庁に報告して手続きが必要か確認してください。